

平成18年度第4回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会

日時：平成19年2月23日（金）午後7時

場所：市役所庁舎 10階 第3会議室

会議次第

1. 開会

2. 会議

- (1) 平成18年度第3回障害者支援部会の会議録確認
- (2) 帯広市障害者計画の進捗状況について
- (3) 平成19年度予算概要について
- (4) 第1期帯広市障害福祉計画（案）
- (5) その他

出席者

阿部委員、畑中委員、

遠田専門委員、眞田専門委員、伊藤専門委員、橋原専門委員、丸山専門委員

議事録

開 会

事務局

今日は悪路の中、お集まりいただきありがとうございます。

本日の会議には、若林部会長さん、吉田委員さん、佐々木委員さん、三人から欠席の連絡がきておりまして、遠田委員さんはおそらく遅れてご出席と思われる。構成する委員の過半数のご出席をいただいておりますので、本日の会議は成立しております。

以後の進行については、副部会長さんをお願いします。

会 議

副部会長

皆さんおばんでございます。部会長がご欠席のため私が議事進行させていただきます。よろしくをお願いします。

本年度第4回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会でございます。お仕事の後、お疲れのことと存じますが、よろしくご審議賜りたいと存じます。

それでは、前回の会議、本年度第3回の会議でございますが、議事録をご確認いただきたいと思っております。

この議事録は、この場でご確認いただいた後、公開される予定となっております。議事録につきましては、事前に皆様にお送りしておりますが、これに関しまして何か質問はございませんか。

ありません。

副部会長

続きまして、議題の2番目、「帯広市障害者計画の進捗状況について」を議題いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

事前にお配りした資料の中の横版になっております「帯広市障害者計画」の施策体系及び実施状況をご覧いただきたいと思います。平成12年度に計画いたしまして21年度までの10カ年の進捗状況でございます。18年度分を太字で書いてあります。1枚めくっていただき、2ページをご覧いただきたいと思います。中ほどに(4)障害者の意見の反映と書いてありますが、本日もご審議をしていただきます障害者自立支援法によります障害福祉計画の作成に伴いまして、障害者支援部会を障害者協議会と同じということで開催をさせていただいております。

3ページをご覧いただきたいと思います。障害者の雇用を支援する機能の充実では、平成18年度末までに設立を予定しております地域自立支援協議会、この中で相談支援事業あるいは就労支援等を、皆様でご協議をいただいでその施策にご意見を反映し社会的な自立を促すということをやっていききたいというふうに考えております。

小規模共同作業所の整備促進では、ほっとぶらっとさんが18年10月から補助対象の事業所となりまして、障害者自立支援法により精神障害者の方々の地域活動支援センターも含め、旧小規模共同作業所はすべて地域活動支援センターへ移行していただきました。

その結果、帯広市の保健福祉センターを含めまして地域活動支援センターは14カ所になっております。

次に4ページの社会参加支援サービスではワゴン車が1台増車になりました。今まで平成3年車と11年車2台であったのですが、本日1台寄贈していただきまして車椅子使用の福祉車両が増えております。

また、今まで重度の身体障害者の方だけが、タクシー料金の助成事業の対象になっておりましたが、18年度からは重度の知的障害者・精神障害者・難病患者・介護度の重い重度の要介護の方、そういった移動制約者の方にも対象を拡大しているところでございます。

次に聴覚障害者用の公衆ファックスを平成18年度から保健福祉センターに1台増設しております

5ページの中ほどに平成17年の8月に開設しました道東地域の発達支援センター「きらぼし」において、障害や発達の遅れのある子どもや家族に対し、日常的な相談支援等が行われています。また、平成18年度から保健福祉センターにおいて肢体不自由児機能訓練事業を帯広市の事業として新しく出発しております。

5ページの下の方ですが地域活動支援センターとして、相談支援事業と併せ、生活支援センターの専門の職員がいろいろな相談業務や地域の社会基盤との連携強化の

ため調整等を行っていただいております。

次に6ページでございますが、平成18年から幼児ことばの教室は保健福祉センターの三階に移転し、子育て支援として指導を行っております。障害児の関係では平成18年から障害者自立支援法に基づく児童サービス、さらに10月からは日中一時支援事業を利用した障害児の学童保育やレスパイトサービスを行っております。

次に7ページの在宅サービスの充実の中の相談体制の充実ということでは、年度内に設立予定の地域自立支援協議会、この中で関係機関のネットワーク化を図り、相談支援機能の連携強化を推進していきたいと考えております。地域活動支援センターが18年10月より始まっております、その中で創作的活動事業や当事者の自主的な活動の支援等、地域生活の支援等を行っているところであります。

次に8ページ、福祉機器の普及と啓発ということで、帯広駅の「福祉のひろば」と18年度から保健福祉センターにも福祉機器の展示を行っております。

中ほどは精神障害者の生活支援センターの関係ですが、平成18年10月から地域活動支援センターとして補助の対象として行っております。

小規模作業所の整備の関係ですが、すべてが平成18年10月から地域活動支援センターに移行していただいて、創作的活動又は生産的活動の機会の提供、社会との交流の促進を図っていただいております。

次に9ページには、平成18年10月から市町村の地域生活支援事業のひとつのメニューとしての福祉ホームというのが出てまいりまして、帯広におきましてはグループホームへの移行を見送りました2カ所の共同作業所を福祉ホームと位置づけしまして補助を行っております。

精神障害者の方々の共同住宅等の関係では障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年から旧共同住宅から2ホームを除きグループホームへ移行しております。合わせて11カ所となっております。

最後に10ページになりますが、中ほどに公共集合施設での集団補聴装置の設置促進では18年度から保健福祉センターに設置しました。これからも利用促進に努めていきたいと考えております。

以上、18年度の事業だけを簡単に説明させていただきましたが、帯広市障害者計画の進捗状況でございます。

副部会長

ありがとうございます。ただいまの説明に関しまして、何かご質問やご意見はございますか。

委員

ひとついいですか。18年度の進捗状況ということで、19年度の質問をいつしていいのかちょっとわからないのですが、障害児の学童保育の充実とレスパイトサービスの整備ということで、今大きく新聞をにぎわしているのですが、19年度以降を市としてはどういうふうにお考えなんですか。

事務局

私もどこでお話しようか迷っていたのですが、機会を与えていただきましたので、フリーダム十勝の関係の話とあわせてさせていただきたいと思います。

報道等でもご存知の通り、1月の中ほどに匿名の手紙が帯広市をはじめ関係市町村、道庁、厚生労働省にも送られたそうですが、その中で不正がある、あるいは虐待があるというような投書でございました。

私たちとしては、具体的な内容もなくまた匿名ということで、確かめようがありませんので、それに基づいて直ちに正式な調査を行えるような状況ではないのですが、投書が来た以上どういう対応にしようかということで、十勝支庁、関係市町村で集まりまして相談し、まず事実確認をさせて頂こうということでフリーダム十勝へもお話をし、2月1日に本部と町村のそれぞれの事業所に調査に入りまして、帯広は全部で6つの事業所がありますので、2月1日は本部と一緒にいる1ヶ所、2月2日に1ヶ所しまして、2月5日も1ヶ所して、3ヶ所終わったら夕方に事件がわかりまして、今残り3ヶ所は中断しております。書類などを調べさせていただいております。帯広ですと160人ぐらいの方々がサービスを利用しております。ほとんどが児童のレスパイト関係の日中一時支援事業と移動支援事業で、多くの方々が利用されています。帯広市内だけでも、日中一時支援事業は85%以上を占めています。

現在まで3ヶ所の事業所しか調査しておりませんが、その中で書類などを見せていただくと、例えば2月23日に事業所の日誌では利用しているのですが、市の請求では23日は欄が空白で22日に間違っただけで記入されているというような単純な間違いが二つ三つは見られたりはしていますが、現時点では作為的な不正と疑えるようなものは出てきておりません。まだ、このあとも調査をいたしますので、その結果はどうなるか今はなんとも申し上げられませんがこういう状況です。

また、虐待のほうも特に新聞がでた後に利用者の方から「自分の子どもが虐待を受けた。」とかの電話はきておりません。

一部の町村の事業所でたとえば乱暴な言葉遣いをされたのを聞いて、虐待ではないかと思っている保護者の方がいらっしゃるようで、ただ、同じ事業所でも別の方に聞くと「そんなことはないですよ。」という方もいらっしゃると聞いておりますので、具体的に暴力行為があったとかという事は今の時点ではわかっておりません。

私たちとしては、事実は事実としてきちんと調べなくてはならないので、引き続きこれからも調査を進めていく予定でございます。

仮に作為的なものがあれば、知事の事業所の指定が取り消されるとか、帯広市が委託している事業を打ち切るとかになるうかと思われませんが、そういう事がなければ、引き続き19年度についても残していきたいと考えております。

法人側の方も是非たくさんの方が利用されているので、サービス提供は続けていきたい。また体制については、現在は副理事長が職務代理者をされておりますが、4月の定時総会には新しい理事長を迎えて体制を一新したいと考えているようでございます。

利用者の方も今使っているサービスがどうなるか心配はあるかと思いますが、5日の夜に事件が明らかになりまして、その日のうちに管内の事業所の責任者の方が集ま

って「サービスは提供していこう」ということで、翌日以降それぞれの事業所からそれぞれの利用者の方に事件の内容と、サービスは続けたいという話を個々に説明されたということもありまして、帯広市に直接問い合わせがあったのは、障害福祉課と児童家庭課に寄せられている中では、3件程度でございますので利用者の方々も混乱することなく、サービス利用を続けておられるのではないかと考えています。

現在の状況につきましては以上でございます。

副部会長

ただいまの説明に関しまして何かご質問やご意見はございますか。

なければ、次に議題の3番目「平成19年度予算概要について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

A3版の「平成19年度障害福祉課予算概要」をご覧ください。

平成19年度の帯広市一般会計のうち、民生費に関わります障害福祉課の予算概要についてご説明いたします。

平成19年度の民生費総額19,977,076千円のうち、障害福祉課関係の予算は2,886,882千円で、民生費全体の14.45%の割合になっています。

また、平成19年度の障害福祉課予算は、前年度予算2,631,394千円に対して255,488千円増額(9.7%増)となっています。

この増額の理由は、障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策として、国の方から3年後の見直しまでの措置として、もう一段の改善策を講じることになりましたことから、「利用者負担の更なる軽減」などの特別対策の実施を行うほか、帯広市として、自立支援医療(更生医療)の市独自軽減制度の実施や、さらには、生活保護受給者の人口透析費用の生活保護費から障害福祉費への移行などによる増加が主な要因となっています。

なお、平成19年度予算から、障害者自立支援法による3障害の一元化の流れや、予算体系の簡素化、事務の効率化のために、従来、障害別に分けていた4目を「障害者福祉費」に統合し、予算事業項目を障害者自立支援法の体系に準じて改正いたしております。

障害者福祉費は事業別に、「自立支援給付に要する経費」、「地域生活支援事業に要する経費」、「特別障害者手当等支給に要する経費」、「その他障害福祉サービスに要する経費」、「障害福祉サービス事務に要する経費」という体系別に整理をいたしました。

一つ目の自立支援給付に要する経費につきましては、この資料の中央部分に記載されています「障害者自立支援法の体系(平成18年10月から)」をご覧ください。ただくと分かりやすいと思います。

介護給付に要する経費は、居宅介護や重度訪問介護、行動援護等の「訪問系サービス」の他に療養介護や児童デイサービス、施設入所支援等の「日中活動系サービス」などに要する費用として1,480,036千円を計上させていただきました。

訓練等給付の経費は、自立訓練（機能訓練・生活訓練）や就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助などに要する費用として 131,344 千円を計上させていただきました。

自立支援医療の経費は更生医療（身体障害者の更正に必要な医療であって、その障害を除去または軽減して、日常生活を容易にすることを目的にしたもので、人口股関節の置換や人口透析などの経費。）の費用として 215,618 千円を計上させていただきました。

補装具の経費は、身体の機能の損傷を補うことで、日常生活能力の回復に寄与するものとしての費用として 75,695 千円、障害認定調査の経費は、認定専門調査員や関係事務費などの費用として 12,358 千円、それから障害者自立支援審査会の経費は、審査会委員報酬や関係事務費の費用として 2,106 千円を計上し、以上自立支援給付に要する経費として合計 1,917,157 千円の予算となっております。

二つ目は地域生活支援事業に要する経費となっております。

相談支援事業の経費は、本庁や保健福祉センターの障害者相談員等の報酬や相談支援事業委託などの費用として、30,303 千円の費用を計上させていただきました。

また、コミュニケーション支援事業の経費としましては、手話通訳者や要約筆記通訳者の派遣などの費用として 7,441 千円を計上いたしました。

日常生活用具の経費は、在宅障害者の日常生活がより円滑に行われるようその利用者に適した日常生活用具（特殊寝台や入浴補助用具など）の費用として、29,633 千円を計上いたしました。

移動支援（屋外での移動が困難な障害者の方々の外出のための支援）、日中一時支援（障害者の方々に日中の活動の場を提供し、介護している家族の一時的な休息を得ることを目的にした支援<レスパイト>）生活支援（在宅の身体障害者に対し、日常生活上必要な訓練、指導などの支援）、訪問入浴は訪問して入浴のお手伝いをするという経費です。

4つの経費を合わせて 158,302 千円を計上いたしました。

また、地域活動センターの経費は、障害者の方々が通所して、創作的活動または生産活動の機会の提供、地域社会との交流促進、相談支援などを行う補助金として 123,349 千円を計上し、その他の地域活動支援事業としては、社会参加促進事業（身体障害者送迎事業や視覚障害者の方のリハビリテーション事業、ハンディキャップスキー講習会、音声障害者の発声研修会、自動車運転免許取得、知的障害者スポーツ教室、手話や要約筆記奉仕員の養成講習会、精神障害者の方々の回復者クラブの委託事業など）の費用として 15,483 千円を計上いたしております。

以上地域生活支援事業に要する経費として合計 364,511 千円を計上しました。

三つ目の特別障害者手当等支給に要する経費としては、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当の費用として 58,972 千円を計上し、四つ目はその他市障害福祉サービスに要する経費として、医療的ケア支援事業や帯広心身障害者（児）育成会補助金、債務負担解消分、発達支援センターの事業など 125,480 千円を計上しました。

五つ目として、障害福祉サービス事務に要する経費として、保健福祉センターの

障害者生活支援センターなどの費用として、7,926千円を計上し、5事業を合わせて、障害者福祉費として、合計2,474,046千円となっております。

また、重度心身障害者医療給付費として、重度心身障害者医療費特別給付に要する経費として412,836千円を計上し、2目の合計が2,886,882千円となっております。

概要の下段に、平成19年度の主要な施策が記載されておりますが、一つ目は「耳マークの設置」事業費が40千円、これは聴覚障害者への理解と聴覚障害者が利用しやすい環境を整えることを目的に、耳マークの表示板を市役所各窓口に設置するもので、市の本庁舎や川西大正支所、各コミセンなどに設置しようと考えております。

次に地域自立支援協議会の設置であります。これは、市民の方々の相談支援事業に関して、関係機関とのシステム作りを目指し、中核的役割を果たす協議の場として設置するもので事業費が242千円となっております。

次は自立支援給付利用者負担軽減の拡大となっております。これは、国が障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策を平成20年度までの特別対策として行うものでして、利用者負担軽減の拡大を行うもので、この概要は右側中段に記載されています。これまで、所得階層別に月額の一割負担の上限額が決められておりましたが、市民税所得割10万円以上の世帯を除き、現行二分の一の軽減を四分の一に引き下げるという軽減対象世帯の拡大を図り、収入ベースで概ね600万円まで、また、資産ベースで単身世帯の場合500万円までを拡大しております。

通所や在宅サービス利用者のホームヘルプの場合は表のとおりとなっております。これらの費用として68,873千円を見込みました。

次に自立支援医療(更生医療)の帯広市独自軽減として、低所得者の負担軽減を図るため、利用者の負担額を現行の半額まで軽減を行います。平成20年度までの時限措置として実施します。対象者の条件としては、市民税所得割非課税でかつ預貯金等の資産が一定額以下であることとなっております。この事業費に要する経費が13,502千円となっております。

次に生活保護費の人工透析費用の取り扱いですが、これまで生活保護自給者の人工透析者費用を保護費で支出していたものを、自立支援医療(更正医療)へ移行するものです。この事業費が160,426千円となっております。

予算の概要につきましては以上でございます。

副部長

ただいまの説明に関しまして何かご質問やご意見はございますか。

委員

十勝社会福祉士会の方で、老人関係も絡んでくるのですが、成年後見制度と地域福祉権利養護事業の需要が増えてくるのではないかと、今は表だっているのですが、現場のほうでは後見人をつけたりする動きが出てきてるそうですが、その事業に対する手当とかはどの分類に入るのですか。

事務局

実は社会課のほうで地域福祉権利擁護等の予算をもっておりまして、障害者の方も高齢の方でも必要が出てきましたときには、そちらのほうで対応することになっております。財源としては、障害の方は地域生活支援事業のほうで、国の補助金等も当てられるようになっておりますけれども、帯広市の予算のふりかたとしては、社会課のほうとなっております。もし、必要の方がいらっしゃれば障害の方であれば、私どもに相談していただければ、社会課の方と一緒に手続きなどのお話をさせていただきたいと思います。

委員

ありがとうございます。

副部長

他にございませんか。

委員

質問ですが、とてもいいづらいことですが、地域支援事業のなかのコミュニケーション支援のところ、この事業費っていうのは私たちは一時間いくらと決められているのですが、20年近く同じ単価なんですね。他の市と調整しながら、もう一度再考していただきたいと思っているのですが。帯広の場合私どもは低いようにみているのですが。手話通訳者は専門性を求められて大変厳しい状況の中で資格を取っていますし、要約筆記も厳しくなっていますので、見直しをしていただきたいと考えております。

事務局

今のコミュニケーション支援事業は、10月から地域生活支援事業として各市町村で始まっておりますので、私どもも他市の地域の状況をよく調べたうえで、以前にも資料を集めたことはございますが、これから本格的になりますので、いろいろな情報を集めながら、適正な時間単価など、他の地域では交通費を含めた形での支給額とかそれぞれの自治体で違いますので、よく分析しまして検討していきたいと思っています。

委員

よろしく願いいたします。

副部長

他にございませんか。

委員

委員さんがおっしゃった成年後見制度のことですが、社会課が窓口というお話は

課長さんからお聞きしましたが、予算は障害者は障害福祉課なんですか。

事務局

社会課のほうで一括しまして、障害者の方は障害福祉課を通じまして社会課のほうへ、高齢者の方は高齢者福祉課を通じまして社会課のほうへ、一本化で予算を持っております。

委員

地域生活になった場合に、絶対必要なことなので、ぜひそのことを大事に考えてほしいと思いました。

副部長

他にございますか。

次に、議題の4番目「第1期帯広市障害福祉計画(案)」を、議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局

先に郵送しましたのとは別に、今日お配りしましたほうをご覧いただきたいと思います。ちょっと誤字を見つけたりしておりますので、本日お手元にあるほうをご覧いただきたいと思います。

前回、部会で素案をご検討いただきました1月の素案をもとに、1月15日から2月14日までの1ヶ月間に市民の方々からご意見をいただくパブリックコメントを実施しまして、7つの団体・個人からご意見をいただいております。

本日お配りしました1枚、横版の一枚ものをご覧いただきたいと思います。

提出は7団体、個人から、件数として14件いただいております。同じご意見もあったのですが、すべてひとつずつカウントしております。その中の5番目は委員さんが担任しておられますコンピューター福祉専門学校の介護福祉課2年生の皆さんが、この計画についていろいろなご意見等をいただきました。

また、それぞれの関係する団体や個人の方々から、ご意見等を頂戴しております。一番右側に括弧がついておりますが、(参考)と書いていますのは、これからこの計画の推進等のなかで考えさせていただきたいのが参考です。(修正)といいますのは、このご意見をもとにしまして素案を修正させていただきましたということでございます。

(その他)といいますのは、たとえば、上から3つ目の児童デイサービスの目標値が過大ではないでしょうかというご意見は、決してそうではなく、現にそれぐらいの実績があるということで、ご意見としてはお伺いしますが素案の方は変更しない、というような分類をいたしております。

この14件のご意見等によりまして、必要な修正等を加えまして、本日お手元にお配りしましたものが、第1期帯広市障害福祉計画(案)というものでございます。前回の1月のときと大きく違うところを主に説明させていただきたいと思います。

3ページをお開きいただきたいと思います。〈障害福祉計画の位置付け〉となっておりますが、これはこの計画がどういう位置づけになるか分かりやすくするために、平成12年度に「帯広市障害者計画」の策定が始まりまして、15年度に支援費制度が開始されました。さらに17年度に発達障害者支援法が施行され、18年度自立支援法施行、そして現在審議をさせていただいております来期の障害福祉計画を20年度までに作成し、21年度には、第2期の障害福祉計画を策定する流れになっています。そのような流れになっているということを表に取りまとめたものでございます。

次に7ページのところでございますが、現況編のところでは追加した部分でございます。7ページの下段で施設入所者の状況ということで、平成17年10月にサービス提供している方々の人数でございますが、身体障害者、知的障害者別の施設ごとに分けてありまして、それぞれ何人の方が施設に入っておられるかというものでございます。

合計で帯広出身の311人の方が施設に入所されております。そのうち帯広市内では81名、十勝管内に121名、道内に108名、道外に1名あわせて311名の方でございます。

なお、帯広からもたくさんの方が市外の施設を利用されておりますが、逆に帯広市内の施設に帯広市外から138人の方が入所されているという状況でございます。

次の8ページ、9ページの基本方針と10ページ、11ページの数値目標は前回お話ししたとおりで変更はございません。

12ページ、13ページをご覧くださいと思います。障害福祉サービスの全体像を分かりやすくご覧いただきたいということで12ページは介護給付サービスと13ページ上段は訓練等給付サービスとに分けましてサービスの名称と概要を分かりやすく記載しました。

13ページの中段の人・日は1ヶ月間の実利用人数×日数ですということで記載しておりますが、実はパブリックコメントでご意見がありましてわかりづらい単位とご指摘いただきましたので、ここについては記載を付け加えました。

14ページ以降はそれぞれのサービスごとの数値見込量等で、前回と同じでございます。19ページまで同じで20ページをご覧くださいと思います。第5章地域生活支援事業でございます。前は事業の内容だけを簡単に記載していましたが、今回はそれぞれのサービスの事業名称ごとに目標の見込み量を記載しております。18年、19年、20年、そして最終の23年度ということで書いてございます。

なお、地域生活支援事業の数字は1年間あたりに必要な件数と時間数で表しております。障害福祉サービスは1ヶ月間の見込み量を出す事になっておりますが、地域生活支援事業は1年間の必要な数字を表しております。ということで20ページから22ページまでそれぞれ数値目標、必要見込量を付け加えて、23ページは地域活動支援センターの一覧です。

帯広市が地域活動支援ということで活動をお願いしております中で、特に相談支援、地域の方々の相談窓口としていろいろなお問い合わせ、サービスがどんなもの

があるか、どこに行ったらいいのかという、まずこの地域活動支援センターで地域のサービスを必要とする方々、相談を求めている方々の窓口になっていただきたいということで、この23ページに電話番号を記載し地域の方々が相談しやすいようにとこの表を追加しました。26ページからはこの障害福祉計画を作成するにあたり、アンケート調査をさせていただいております。約1000人の方々にそれぞれの団体を通じまして、アンケート用紙をお配りしていただきました。帯広養護学校父兄の会、帯広市手をつなぐ育成会、こまどり父母の会等、そして帯広身体障害者福祉協会のご協力をいただきまして429件、40%以上の回収率を得られました。皆様本当にありがとうございました。回答の結果、主なところを表にして30ページまでまとめてあります。

アンケート結果につきましては改めて資料として各委員に配らせていただいて、いろいろなところで参考にさせていただけたらと思っています。

最後31ページでございますが、この計画を調査、審議していただきました障害者支援部会の委員の方々、どういふ方々だろうご質問をパブリックコメントでもお寄せいただいておりますので、この名簿を追加させていただいたところでございます。

この帯広市障害福祉計画(案)につきましては、先日、市議会の厚生委員会にも報告をいたしました。そのときのご意見等はこの計画の内容というよりも計画をこれからどう具体化していくのかというところで、いろいろなご意見がでたところがあります。主なところでは、一つ目は国・北海道の作成にあたっての方針に基づいて、機械的に数値目標をだすのではなんにもならないので、少々出した数字と進捗が変わっても障害者の方々の意向をきちんと踏まえた上で具体化をしていく。例えば、地域移行等も単に数あわせで、何年には何人の方を地域へというのではなく、本人の意向を踏まえた上で対処すべきであるというご意見を頂戴しております。

二つ目は就労支援ということで、前回この部会でも論議していただきましたが、就労支援はこれから大事になってくるので企業と連携して対応してほしいという意見、三つ目は新しいサービスの体系がなかなか浸透していないので、制度のPRが今後必要になってくるというご意見がありました。私どもそれは充分踏まえておりまして、これから皆様方を通じましてそれぞれの団体等のいろいろな機会に、新しい計画ができたときにはそれぞれの方にお配りをして、いろいろな機会にご覧いただき新しい制度のPRにもつなげていくようにと、そのようなことを考えています。

この計画については、来週の28日の健康生活支援審議会が開催されますので、この部会の報告をして、その後最終調整を行ったうえで、3月末までに第1期帯広市障害福祉計画として決定したいと考えております。説明は以上でございます。

副部長

ありがとうございます。

ただいまの説明に関しまして何かご質問やご意見はございますか。

委員

これはほぼ出来上がりで、あとは微調整ですか。

事務局

はい。他の市町村の計画と比べて内容的に何か足りないのではというご感想もあるようなんですが、私たちとしては、できるだけ当事者の方やご家族の方にまずは読んでいただいて、それぞれ具体化し、地域自立支援協議会等の場で具体的なものにしていただいてと考えています。

委員

前回いなかったものですから、先ほどいいました、地域福祉権利擁護事業と成年後見人制度にからんでくるのですが、ここには入ってないのですか。含まれているのですか。

事務局

地域生活支援事業のなかのひとつで、相談支援事業のなかに権利擁護の関係が含まれています。社会課のほうで、市の要綱となっております権利擁護などで、障害者を含めた高齢者の方も対象とした要綱で、そちらで整理しています。

委員

私の団体が社会福祉士会のものですから、相談事業の中でちょっと権利擁護の単語でも入っていればと。

事務局

20ページをご覧いただきたいと思いますが、下のほうに相談支援事業の記述でございます。今委員おっしゃったようにちょっとその部分がぬけておりますので。

委員

うちの団体が気にしているのはこれなので、お願いします。

副部長

ほかにございませんか。

委員

あとひとついいですか。地域活動支援センターの一覧はこれに載せられたので、この計画書を手にした段階で相談に行きやすいと思うのですが、もうひとつついでに、帯広市内だけの施設とか、委託先のNPO法人とかの一覧をのせてしまうのは、なにか支障があったりするのですか。

事務局

事業所は、つい最近も2カ所ぐらい増えたりとかどんどん増えてくるものですから。地域活動支援センターの方、たぶんこの14カ所は固定されると思いますが、それ以外の事業所というのは結構動きがありまして、いつでも申請をして指定されれば増えてくるということですので、現時点では、介護のほうは何ヶ月に1回一覧を作っていますので、同じような形でご案内していくのがよいかと思っています。なんらかの形では分かりやすくしていきたいと思っています。

委員

情報があまり氾濫するよりは、この一冊で情報がわかるのがあってもいいなと思っています。

副部長

ほかにございませんか。

なければ、その他事務局より何か連絡事項があれば、お願いします。

事務局

次の開催予定ですが、期間がちょっと開きまして、今のところ早ければ7月から8月ごろになると聞いているところでございます。また、近くになりましたらご案内させていただきたいと思っております。

もう一点、報告ですが、前回委員さんから発達障害者の数のことでご質問がありました。全道的にも調査の途中ですので、調査手法が確定できないということもありまして、また、なんらかの形で情報がつかれましたら、皆様にお知らせしたいと思っています。事務局からは以上です。

委員

もうひとついいですか。その他ということで、むしかえして申し訳ないですが、フリーダムのことですが、実はいままで、とっても大事な役割を果たしてくださっていて、こういう事件が起きても、なお利用される方が、継続をしてほしいという願いを出しているような大事な事業ですが、いままで理事長さんがかなり一生懸命信念をもってやられていた部分で、まとまっていたところがあったと思うのですが、理事長さんがああいうことになって、新しい方がどなたかなられるのですが、いままでの理念みたいものが崩れて、虐待だとか不正とかのあらぬうわさが起きないように行政としてもきちんと支援していただきたいと思っています。学童保育の部分でこぼと保育所でしたか、ああいう例もありますので、是非そういう部分での目配りをお願いしたいと思っています。

事務局

大変責任の重いことなんですが、やはり私たちもできるかぎりのことはやっていきたいと思っています。

副部会長

ほかにご覧いませんか。

なければ、これで閉会したいと思います。

本日は長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。不慣れな点もありましたが、ありがとうございました。たいへんお疲れさまでした。